

高訴訟 生活保護裁判で 初の最高裁勝訴！

<最高裁勝訴判決にあたっての
高生活保護裁判を支援する会声明>

7月17日、最高裁判所第一小法廷は高生活保護訴訟において、上告受理の申立に対して「本件を上告審として受理しない」「申立費用は申立人の負担とする」と決定しました。これは最高裁が高さんの訴えを認めた画期的な勝利判決（決定）です。

高生活保護訴訟は高さんが「親が自分の亡き後まで子供のことを心配しなければならない」日本の障害福祉制度の現状に不満を感じるとともに、ましてや「親が苦労して掛け金を納めた心身障害共済年金が収入認定されて高さんに支給されることは認めるわけにはいかない」ということで提訴された訴訟です。

1993年4月に一人で審査請求をしてから高さんは10年間も長いたたかいを続けてきました。そして10数年にわたった長き闘いによりようやく幕が下りました。子どものためにとかけ続けた年金が収入認定され、国の手に奪われていたものを取り戻す長い長いたたかいでした。これでようやく母親の願いが実ります。夜間の介護もなく、布団で寝ることすらかなわない中で、よくここまで耐え抜いてたたかい続けてきた高さんに敬意を表したいと思います。ささやかながら生活が少しは楽になるのではないかと思います。しかし、24時間介護を必要とする高さんにとって、支援費制度では6時間しか認定されませんでした。これからも前途多難な生活が待ち受けていることは間違いがありません。また、このたたかいは、単に個人的なものにとどまらず、心身に障害をかかえた多くの人たちが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにどれほど勇気と希望を与えたかわかりません。

裁判は終わりましたけれども、これからも支援する会は、高さんをはじめとした多くの障害のある方の人権を護ることを通して、誰もが障害があっても豊かな生活を送れるまちづくりに努めてまいりたいと思います。

2003年7月18日

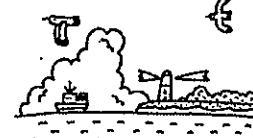
高生活保護裁判を支援する会

生保裁判連 コレス

第二一号 二〇〇三年八月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 竹下法律事務所

(四四二一四一四一四七五)

つゆはれま
夢のかなたに
ひかりさす
高信司



2003.9.7
生活保護裁判連絡会
第9回総会・交流会
in名古屋

尾張名古屋で見つけよう 活ける力を！

歓迎のことば

弁護士 森 弘典

生活保護裁判連絡会の第9回総会・交流会は名古屋で開催されます。

不況で高失業率が続く中、03年度から生活保護基準が初めて引き下げられるなど依然として生活保護、社会保障を巡る状況には厳しいものがあります。しかし、各地で生活保護を巡る闘い、争訟が繰り広げられており、それぞれ大きな成果が上げられています。また、各地で障害者・高齢者・子どもの権利保障のための活動も展開されています。

名古屋でも、生活保護に関しては、現在、審査請求で、「健康で文化的な最低限度の生活」とは何かを正面から争い、要保護状態にある者に生活保護基準を下回る「法外援護」による援助しか行われていない運用の違法性を問っています。弁護士会では、大阪、京都、東京などの例にならって、ホームレス無料法律相談実施に向けて始動しています。また、障害者・高齢者・子どもの権利保障に関しては、弁護士会、民間団体等が連携して積極的な活動を展開し、大きな成果を上げています。

折しも、昨年の総会が行われた金沢で提起された高訴訟では、最高裁で初めて受給者側の勝訴が確定しました。

この機会に全国で展開されている活動の成果を結集し、生活保護、社会保障を巡る苦境に立ち向かい、全国各地から改革のうねりを起こしていきたいと思います。もちろん、今回の総会が開催される名古屋でも、金沢の成果にあやかりさらなる成果を上げたいと考えています。

全国の皆様、名古屋で全国の力を結集し、活ける力を見つけましょう。今回の総会では、当地での活動も踏まえ、新たに障害者・高齢者・児童の権利擁護の分科会を設けることとしました。

多数の方のご参加をお待ちしています。

